

津軽鉄道株式会社副駅名（愛称）ネーミングライツ事業実施要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、津軽鉄道株式会社副駅名ネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）ネーミングライツ 鉄道駅に副駅名（愛称）を付ける権利のことをいう。
- （2）ネーミングライツパートナー ネーミングライツを得た法人等をいう。
- （3）ネーミングライツ料 ネーミングライツパートナーが津軽鉄道に対して支払うネーミングライツの対価をいう。

第3条（事業の基本原則）

ネーミングライツの副駅名（愛称）は、対象施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等、利用者の理解を得られるものとする。

第4条（ネーミングライツ事業の種類）

ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）公募型 当社の各駅に対し、法人等が応募するもの。
- （2）提案型 法人等が対象施設を選び、愛称や施設の利活用の内容、金額をともに提案するもの。

第5条（ネーミングライツの付与期間）

- （1）公募型のネーミングライツを付与する期間は、本契約の日の後最初に到来する3月31日までとする。
- （2）提案型のネーミングライツを付与する期間は、提案に基づいて津軽鉄道とネーミングライツパートナーが協議して定める。

第6条（募集）

津軽鉄道は、募集要項を定めて、ホームページへの掲載等により、ネーミングライツパートナーを公募する。

2

第7条（公募型の応募）

ネーミングライツパートナーに応募する者（以下「応募者」という）は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えている法人、法人格のない団体及び個人とし、応募資格は別途前条の募集要項に定める。

2 応募者は、ネーミングライツ事業実施申込書（第1号様式）に次に定める書類を添付の上、津軽鉄道に提出する。

- （1）法人の登記事項証明書
- （2）その他津軽鉄道が必要と認めるもの

3 副駅名（愛称）は、対象施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等、利用者の理解が得られるものとする。愛称として使用できないものについては、前条の募集要項に定める。

第8条（審査及び決定）

津軽鉄道と沿線関係団体から組織される津軽鉄道ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、前条により応募したものを審査して、ネーミングライツパートナーを選定する。

2 審査項目、審査手続については、第6条の募集要項に定める。

第9条（通知）

津軽鉄道は、採用または不採用の結果を、ネーミングライツ採用（不採用）通知（第2号、第3号様式）により応募者に通知する。

2 採用の通知がなされた応募者を優先交渉権者と定める。

第10条（契約）

津軽鉄道は、前条の優先交渉権者との間で、別途ネーミングライツに関する契約を締結する。

2 津軽鉄道とネーミングライツパートナーとの間の費用負担は、別途締結する契約に定めるとおりとする。

第11条（不採用の非公表）

津軽鉄道は、契約に至らなかった応募及び提案に関する内容については、関係者以外に公表しないものとする。

第12条（ネーミングライツ料の納入）

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料を、津軽鉄道が送付する請求書により、（1）の場合は月割分、（2）の場合は一年分を一括して以下の期限までに支払うものとする。

（1） 契約日から最初に到来する3月31日まで 契約締結後、請求書が送付された後速やかに

（2） 更新した場合 毎年4月末日まで

2 提案型のネーミングライツパートナーの場合、ネーミングライツ料の支払期限、支払方法等については、津軽鉄道とネーミングライツパートナーとの間で協議して定めるものとする。

第13条（愛称変更の禁止）

副駅名（愛称）は、契約期間内に変更することはできない。

第14条（解約申入）

津軽鉄道またはネーミングライツパートナーは、契約期間内であっても、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解約を申し入れることができる。

第15条（契約の解除）

津軽鉄道またはネーミングライツパートナーは、他方当事者に以下の各号の事由が生じた

ときは、ネーミングライツ契約を解除することができる。

- (1) ネーミングライツパートナーが、指定する期日までにネーミングライツ料を支払わないとき
- (2) 本要綱の定めに違反したとき
- (3) 社会的経済的信用を失墜する事態が生じたとき
- (4) その他本契約を維持することができない程度に信頼関係が破壊されたとき

2 前項により契約が解除された場合、原状回復に必要な費用は前項各号の事由が生じた当事者が負担する。

3 既に支払済みのネーミングライツ料は、専ら津軽鉄道に帰責性あるときを除くほか、返金しない。

第16条（契約の更新）

津軽鉄道及びネーミングライツパートナーは、契約締結後に到来する12月末日までに、契約を更新するかどうかについて相互に確認するものとする。

2 前項の確認が行われない場合または当事者の一方が契約更新を希望しないときは、3月31日をもって契約は終了する。

第17条（その他）

この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は津軽鉄道が別途定めるところによる。